

新座支部第52回定期大会告示

埼玉土建一般労働組合規約第18条に基づき、第52回新座支部定期大会を下記の要領で招集します。

支部長恩田宏

【日時】5月22日(日)午前10時～

支部役員立候補受付

*提出締切 5月17日(火)午後5時
立候補届け出用紙は支部事務所にあります。



埼玉土建一般労働組合新座支部機関紙

発行所

埼玉土建一般労働組合新座支部
〒352-0011 新座市野火止8-1-27
TEL048(481)1200 Fax048(477)9088
発行人 恩田 宏
編集責任者 岡野 和夫
4月号 定価30円(購読料は組合費に含まれています)

5年連続実増は掴めずとも最後まで大奮闘をした結果

「組織2500」を守る

組織数2518人
次年度の実増を目指して!

春の拡大月間真つ只中ですが、3月28日に組織現勢が決まり、新座支部の組織現勢が確定しました。

新座支部は3月の組合員数が2518人の組織現勢となり、4年連続実増とはなりませんでしたが、皆様のご協力のおかげで「組織2500人」を死守する事が出来ました。

2021年度は、新型コロナウイルスの影響で組織活動に制限がかかる中、昨年の教訓をいかし、組合のガイドラインを徹底しながら、拡大運動に取り組みました。

加入・脱退数の推移でみれば、昨年より加

入者は若干減少し、さらにコロナ禍によって会社の規模を縮小した、従業員の抜けた穴が埋まらない等で脱退数も増え、組織数が後退する事となりました。

しかし、事業所からの大口加入が相次ぎ、次世代組合員が法人設立を機に事業所丸ごと加入、埼玉土建のメリットを求めて事業所ごと再加入等、次年度に繋がる貴重な経験が各分会で生まれました。

この4月から組織建設の新たなスタートをきることとなります。現在取り組んでいる春の拡大月間を成功させ、年間拡大に向けた

分会名	2021年 3月現勢	2022年 3月現勢	大会 現勢比
栗原	121	126	5
野寺	152	152	0
石堀	270	245	-25
御成橋	167	168	1
片山	215	205	-10
栄池田	156	161	5
馬場	161	152	-9
畑中	244	234	-10
野火止南	130	139	9
野火止北	212	219	7
北東	124	117	-7
大和田	168	158	-10
合計	2562	2518	-44

ダッシュを行い、年度こそ実増を勝ち取りましょう。

春の拡大月間 大奮闘記

栗原

3月30日の統一行動

日は、拡大目標を達成したものの、栗原公民館ロビーに6人の分会役員が集合し、分会総会のお知らせを配布しながら、訪問行動をしました。

コロナ禍では電話掛け行動がほとんどだったため、久しぶりに顔を合わせる仲間の元気がそんな顔を見ると安心しました。

また新年度分会役員になってくれる仲間には、分会総会前の最後



拡大行動、分会総会の相談中

の内諾確認をし、分会総会へ出席を依頼しました。

春の拡大月間到達表 4/1時点				
分会名	目標	到達	青年到達	主婦到達
栗原	5	6		
野寺	6	3		3
石堀	7	3	1	5
御成橋	6	3		1
片山	7	5	1	
栄池田	6	6	2	3
馬場	6	4		3
畑中	9	4		
野火止南	5	5		1
野火止北	8	3		4
北東	5	3	1	2
大和田	6	4		
合計	76	49	5	22

▼ロシアによるウクライナ侵攻が始まってから、ひと月以上経ちました、一刻も早く戦闘行為が終わる事を願うばかりです。この侵略戦争を始めた、プーチン大統領が率いるロシアは、近年どの大国も経験したことがないほど急激な孤立状態になった、どの様な形で戦争が終わったとしても、プーチン大統領が居座り続ける限りは、世界の大半の国は制裁を止めることはないだろう、プーチン大統領が失脚して民主化するのか、更に固執して北朝鮮の様なアウトロローな国になるのか、これからの大問題だ。今回の戦争により改めて核の脅威がクローズアップされた。原子力発電所への攻撃である、以前から言われている事だが日本の原発は海沿いにある、ミサイル、艦砲射撃、狙い放題である。狭い日本では放射能から逃げる所もない、ルール無用の侵略に対しては脱原発しか私には思いつかない。普通に暮らしたいだけの一般市民の日常は過度に権力を持った人間がいる時、簡単に壊れてしまう。非常時だから選挙はしない、政府に極集中なんて法律ができてしまったら私たちの日常もいつの間にか終わるかも、よその国ではなく、この国の話。(N・K)

春の拡大月間 拡大奮闘記②

栄池田

次世代層の一人親方の仲間の元へ木村書記と訪問。

とても若い方で、職人になって3年経ったとの事です。仕事を一緒にしているため、安心して仕事出来る事が1番と加入を進めたとの事です。

さらに、新しく会社を立ち上げた若い方が、社会保険の相談で支部に問合せ。

共済や健康保険の事をいろいろと話してくれて、会社として埼玉土建に入る決心をしてくれました。

【栄池田分会

原征子】

片山

3月28日(月)、春の拡大月間も折り返し地点となった3月末。現時点の分会としての拡大の状況ですが、3月中はコロナの感染対策で行動日に電話掛け作戦を行ってきま

た。3月21日、まん延防止対策も解除になり、後半戦はどのような拡大行動がとれるか、まだ分かりません。

【片山分会

森澄貞男】

分会の拡大の到達では、目標7人の所、3月28日現在5人加入、4月初め頃に企業から1人加入予定のため、残り1人となりました。

まだ、この先1カ月が拡大月間の取り組み期間です。

4月27日の打上式には何とかなるのではと予想しております。

増木工業と懇談 現場の状況を交流

GOGO行動

3月28日(月)、市内の建設現場の状況を調査するGOGO行動を行いました。

支部事務所に恩田支部長、馬場支部貸労部長が集まり、懇談に向けた打合せの後、出発しました。

今回の懇談では、増木工業(株)が懇談に応じてくれました。増木工業からは「この間の資材高騰なども見

込んだ入札で、下請けにシワ寄せはいかない」などの回答があった一方、4週8休に向けては「工期を考えながら4週6休を目指している段階」と工期の短さをうかがわせる回答でした。最後には、

パートナーシップ協約書を取り交わしてくれました。

その後、一度支部に戻り、懇談内容のまと

めを行い、昼食休憩に向けて現場アンケートの準備を行い出発。調査先は、同じく増木工業(株)が行う、「保健センター・歴史民俗資料館複合施設建設工事」です。

現場アンケートは、今年是指差しアンケートではなく、通常のアンケートに取り組みました。全

部で8人か



パートナーシップ協約書を交わしました

その税金の使い方は正しい？

3・13重税反対行動

3月11日(金)、朝霞中央公園にて3・13重税反対全国統一行動が行われ、仲間達が集合しました。

昨年引き続き、今年も新型コロナウイルスの影響により、集会・デモ行進は行わずに朝霞中央公園に集まり、時間になったら順次税務署に向けて出発、税務署に並び集団申告を行う流れで開催となりました。

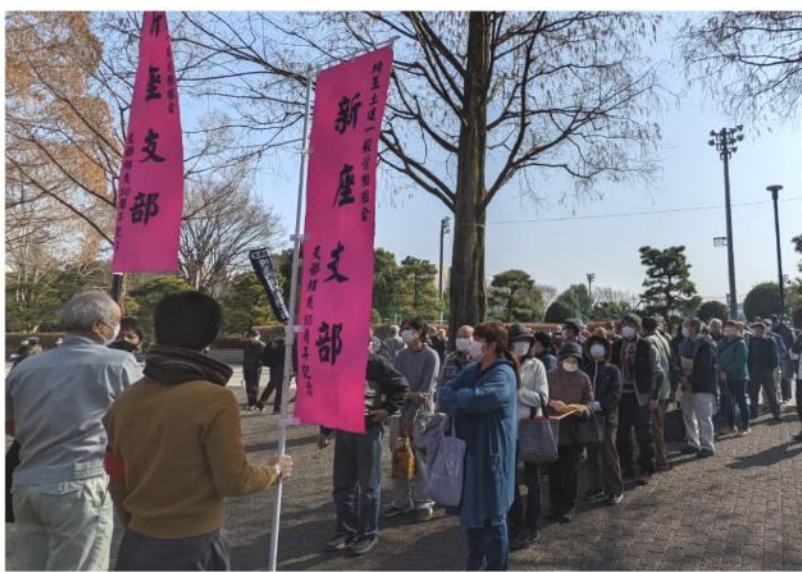
当日は、全体で5団体(土建朝志和、年金者組合、新座民商、土建新座、埼玉西南民商)の仲間200人(新座支部58人、書記4人)の参加でした。

年々参加者が減少していますが、この重税反対行動は、重い税負担と過酷な徴収に反対し、納めるべき税額は自分で計算し、申告する」という申告納税制度の発展をめざす行動で



確定申告の計算を行うと、自身がどれだけの税金を払っているのかがよく分かります。

生活を圧迫する消費税・事業税・所得税・復興支援税は正しく使われているのだろうか、社会保障は本当に良くなっているのか、など多くの事を考えさせられます。反対行動に参加されていない方も、ぜひ支払った税金を見て、正しい使い方をしていくかどうか、考えてみましょう!



公園に集まり、いざ出発

アスベスト問題は、今!?

提訴から12年が経とうとしているアスベスト訴訟ですが、最高裁判決が下り、国の責任は認められました。2月には神奈川訴訟でメーカーの責任を認める判決も下った今、アスベスト問題はどのような状況となっているか、まとめました。

アスベストの現状について

最高裁が

国の責任を認める

アスベストの被害を受けた仲間を集め、集団訴訟を始めてから11年。2021年5月17日に、最高裁が国と一部の建材企業の責任を認める判決を下しました。

同年6月、国は建設アスベスト給付金法を成立させ、裁判を行わずに国から賠償を受けられる給付金制度が創設され、2022年1月より施行される事となりました。

アスベストの取り組みは大きく進みました。が、「屋外で作業をしていた人は給付金の対象とならない」、「国が定めた期間にアスベスト作業をしていない人は対象とならない」

事など、いくつかの課題を抱えています。

給付金法が成立、石綿により被害を受けた方が対象に

石綿被害者には

最大で1300万円

アスベスト給付金法

は、労災認定に関わらず、石綿関連疾病(①中皮腫、②肺がん、③呼吸機能障害のある胸膜肥厚、④石綿肺、⑤良性石綿胸水)のいずれかに罹患し、1972年10月〜75年9月に石綿の吹付作業に携わったり、75年10月〜2004年9月に屋内で石綿を取り扱っていた作業員や一人親方が対象となります。

病状に応じて、550万円〜1300万円

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

の給付を国から受ける事が出来ます。

一部建材メーカーの責任も断罪

また、建材メーカーの責任では、2022年2月9日の神奈川2陣訴訟で、最高裁が国の責任を認めた事を前例として挙げ、ニチアス、A&A、ノザワの3社に対して損害賠償責任が確定する等、一部メーカーに対しての責任も断罪をされました。

新座支部の取り組みは

アスベスト給付金の学習会を開催

新座支部では、アスベスト給付金の対象となり得る「じん肺I型、じん肺II型」の所見が有る方129人、これまでの労災認定者19人に学習会への参加を呼びかけ、3月5日に埼玉アスベスト弁護団の事務局長を招いて給付金法の学習会を開催しました。

当日の参加は28人、これまでの建設アスベスト闘争の経過と現状

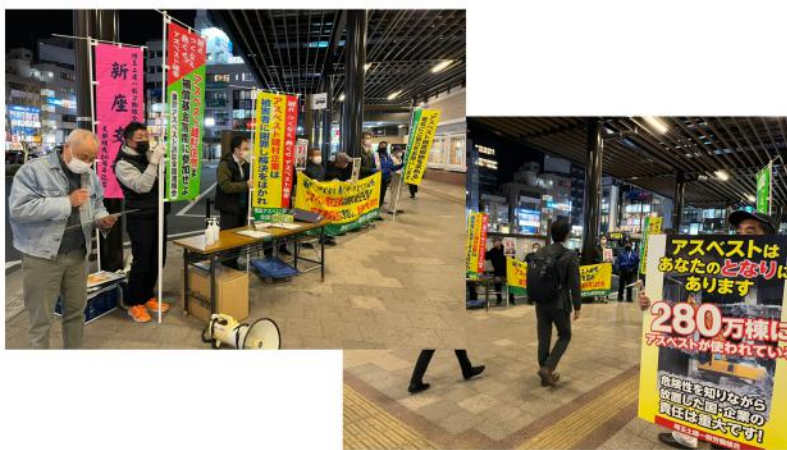
志木駅前で大宣伝行動を展開

3月25日(金)、午後7時より志木駅前において支部主催の建設アスベスト訴訟についての駅頭大宣伝行動が、12分前から40人が参加して行われました。

の報告のあと、アスベスト給付金の対象や申請方法、給付金法申請に有効な情報提供サービスの内容等について講義があり、参加者からも自身の経験や区分申請の経験、各種制度の中身についての質問がありました。

給付金学習会を受けて、当日に参加した仲間5人、当日欠席でしたがお知らせを見て申請を進めたい仲間4人がアスベスト給付金の申請に向けて準備を進めています。

【片山分会 森澄貞男】



志木駅前で大宣伝行動

アスベスト・じん肺受診のための医療機関のご案内

芝診療所のご案内

【連絡先】03-3432-8701

【住所】東京都港区新橋6-19-21

【診察日】月曜日(午後13時半~16時)

火曜日(午前8時半~12時半・午後13時半~16時)

木曜日(午前8時半~12時半)

※曜日により診療時間が異なりますのでご注意ください。

【担当医】藤井 正實(ふじい まさみ) 医師 (呼吸器外来)

自分はアスベストかも?等不安の有る方は、支部事務所までご相談下さい。

事業所の悩みを意見交流

次世代語りふカフェ

3月18日支部事務所にて次世代対策部主催、語りふカフェを行いました。12人が参加しました。



交流では様々な悩みが

語りふカフェとは次世代層の事業主や独立を考えている仲間が、先輩事業主などと気軽に意見交換できる場所作りとして開催しております。はじめに組合のメリットをアニメーションにしたDVDを鑑賞し、担当書記から簡単に人を雇う際に必

要な事を説明しました。参加者が自己紹介し、その後交流を行いました。主な話題は求人がなかなか集まらないことや、外国人研実習生についてなど、建設業で働く際の現場に行くまでの拘束時間での折り合いのつけ方など多々ありました。あとという間に予定時間になり、またやりましょうと解散になりました。【御成橋分会 小池直樹】

学生の生活を助け

新座支部が非常食として買っていたアルファ米の期限が切れる事

から、生活に困窮する学生へ食材を渡す活動を行っている民青同盟へ寄付をしました。



フードパントリーを開催

寄付した食材は、朝霞台駅で行ったフードパントリーで配られ、50人の方が食材を受け取ってくれました。食材を渡し

ながら話をしていたところ、大学生の方は、「実家暮らしですが親の収入は減っていますが、まだ下に兄弟もいるので学費は安くなって欲しいです」
新社会人の方は「今月大学院を卒業しました。コロナ禍の2年間と大学院が重なり、研究が思うように進まず不安な学生生活でした」といったコロナによって生活・学業が思うように進まない学生の声がありました。

国保料改定学習相談会

3月30日、31日に国保料改定学習相談会を開催しました。



DVDを見た後に改定の説明が

30日は支部事務所での学習除外事業所向けへの学習会と相談会、31

日は全組合員向けの学習相談会を開催。30日に行われた学習会には、5社が参加しました。社会保険との比較を中心に説明し、土建国保と協会けんぽをそれぞれ折半した金額の説明では、金額面では、土建国保を折半した方が協会けんぽよりも安くなる可能性が高い事等の話がありました。

31日に行われた学習会には、7人が参加しました。新座市国保と土建国保との比較をしながら説明。新座市の国保も段階的に上がっていく事について具体的な金額を含めた説明が行われました。今回の国保料改定は、5月納入6月分からは、改定額については、国保組合から保険料決定通知をお送りしていきますが、具体的な金額を聞きたい方、事業所としてどう進めるか相談したい方は、支部事務所までご連絡をお願いします。



コロナに罹った方、減収になった方は様々な制度が活用できます。

①コロナ傷病手当金制度

コロナに罹った方は、コロナ傷病手当金制度が活用できます。

申請にあたって必要な書類は、保健所から送られて来る書類と、給与収入の方は会社の証明が必要となります。

現時点では、2022年6月30日まで罹った方が対象となるため、コロナに罹った方は支部事務所までご相談下さい。

②事業復活支援金制度

コロナの影響を受けて売上が減り、2021年11月～2022年3月のいずれかの月と、2018年11月～2021年3月の同じ月を比べて30%以上減少した方は、事業復活支援金の対象となります。

申請期限は5月31日までですが、税理士・社労士・行政書士・銀行・商工会いずれかの登録機関としての事前確認が必要となります。

自身が対象事業所となるのか、事前確認をどこでもらうか等を含めて支部事務所でご相談が出来ますので、売上げが減った方は支部事務所までご相談下さい。

申請お忘れなく！